令和７年度
山梨県子どもの学習・生活支援事業委託事業者募集要項

１　趣旨

この要項は、「山梨県子どもの学習・生活支援事業」を委託するに当たり、その手続等に関し必要な事項を定めるものである。

２　業務の目的

「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成２７年７月２７日社援発０７２７第２号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、行政機関や福祉団体、地域住民等と連携・協働しながら、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援を行い、学習意欲を高め、学力の向上等を図るとともに、居場所の提供等を行い、日常生活習慣の形成や社会性の育成等を図ることをもって、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

３　業務の概要

（１）委託業務名

「山梨県子どもの学習・生活支援事業」

（２）業務内容

別紙「山梨県子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

（４）委託料上限額

１４，９５７，４８２円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容を参考に改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

４　参加資格

以下の（１）から（７）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）　法人格を有していること。

（２）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）　山梨県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（４）　「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成２３年４月１日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成１０年４月１日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。又は法人にあっては、その構成員が暴力団員でないこと。

（６）　政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定するもの）に該当しないこと。

（７）　宗教団体（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条の規定によるもの）に該当しないこと。

５　スケジュール

内容	期日
企画提案募集開始	令和７年３月２４日（月）
説明会	令和７年３月３１日（月）
募集要項に関する質問受付期限	令和７年４月　７日（月）午後３時
募集要項に関する質問回答期限	令和７年４月１４日（月）
企画提案提出期限	令和７年４月２１日（月）午後５時
候補者選定作業	令和７年４月２２日（火）以降
契約締結	令和７年４月下旬（予定）
学習支援開始	令和７年５月　７日（水）（予定）

６　応募手続き

前記３の業務の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

（１）提出期限

令和７年４月２１日（月）午後５時（必着）

（２）提出先

〒４００－８５０１　山梨県甲府市丸の内１－６－１

山梨県子育て支援局子ども福祉課家庭福祉担当

電子メール： kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

電話番号：０５５－２２３－１４５９（直通）

（３）提出方法

山梨県のホームページから企画提案参加申込書等をダウンロードして必要書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

なお、提出書類のうち下記（４）のロの企画提案書については、募集期間終了後、山梨県の求めに応じ電子データ（Word、Excel）を上記（２）あてに電子メールにて送付すること。（送付件名を「子どもの学習・生活支援事業企画提案書の送付（法人名）」とすること。）

（４）提出書類及び部数

イ　企画提案参加申込書（様式第１号）：１部

ロ　企画提案書（様式第２号）：２部

様式第２号にある各項目について、提案する企画内容を指定様式内に文章で記載すること。その際、下記８の（２）審査基準に記載する評価項目に沿って文章で記載し、指示された項目を除き、写真、図、絵等を用いての説明は不可とする。

ハ　企画提案参加資格に係る宣誓書（様式第３号）：１部

ニ　見積書（任意様式）：１部

仕様書８（３）①の科目ごとに、費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。

ホ　直近の事業報告書及び収支決算書：１部

ヘ　定款又はこれに代わるものの写し：１部

ト　法人の登記事項証明書（提出日において３ヶ月以内に発行されたもの）：原本１部

チ　役員名簿（氏名、ふりがな、生年月日が入ったもの）：１部

リ　納税証明書（未納がないことの証明）：原本１部

①　山梨県総合県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書

②　税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ヌ　その他、県が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

（５）留意事項

イ　企画提案は、前記３の（１）の事業に対し１社１案とする。

ロ　提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。

ハ　提出された書類は返却しない。

ニ　提出後に、応募を取り下げる場合は、取下願（様式第４号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については全て返却する。

ホ　審査は提出された企画提案書により書面で行うが、その内容について応募者又は関係機関から意見聴取することがある。

ヘ　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

①　前記４の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。

②　正当な理由なく提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。

③　見積額が、前記３の（４）の委託料上限額を上回っているとき。

④　提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。

⑤　審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

⑥　その他不正な行為があったとき。

ト　企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

７　提案にあたっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

（１）受付期間

令和７年４月７日（月）午後３時まで

（２）質問方法

企画提案に係る質問書（様式第５号）により電子メールで行うこと。（件名を「子どもの学習・生活事業質問書の送付（団体名）」とすること。）また、送信後に電話にてメールの受信確認を行うこと。

（３）質問先

山梨県子育て支援局子ども福祉課家庭福祉担当

電子メール：kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

電話：０５５－２２３－１４５９（直通）

（４）回答方法

回答は令和７年４月１４日（月）までに、山梨県子育て支援局子ども福祉課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

８　選考方法及び審査基準

（１）選考方法

イ　山梨県子どもの学習・生活支援事業事業者選定委員会を開催し、提出された企画提案書の内容について、下記（２）の審査基準に基づく審査を行い、選定委員の採点で最も高い評価を得た企画提案を行った者を第１順位の委託業務実施候補者とする。

ロ　審査結果は、速やかに郵送により書面で通知する。

（２）審査基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

Ａ　実施体制

確実に業務が遂行できる実施体制になっている （配点は 10 点）
配置する職員は、学習支援の経験が豊富である （配点は 10 点）
子どもの支援に対する理解が充分にある （配点は 10 点）
インフルエンザ等の感染症の拡大時にも感染対策を講じて事業が提供できる （配点は 10 点）

Ｂ　課題対応、支援内容に関する基準

県における子どもの貧困の現状や課題、本業務の目的を理解し、使命感を持っている （配点は 10 点）
対象家庭の個々の事情に応じた子ども及び保護者の生活相談、実践的な支援ができる （配点は 10 点）
参加者の学習及び進学相談に関する効果的な指導が期待できる （配点は 10 点）
参加者に対し、社会性の育成、学習意欲の向上のために、体験活動を提案できる （配点は 20 点）

Ｃ　提案価格

仕様書にある事項を実現できるだけの内容が担保されていることを前提に、提案価格の低い順に評価する。具体的には、最低提案額を出した団体に 10 点、次点団体に 8 点、次々点団体に 5 点、これ以下は加点を行わない。

９　契約等に関する事項

（１）契約方法

山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号）に定める契約の手続きにより締結するものとする。

（２）契約の締結

令和７年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがある。

（３）委託料の額の確定

本事業は、困窮家庭等からの申込及び利用中止を随時受け付けているという事業の性質から、支援対象者数が年度途中で変動する可能性があるため、受託事業者の経費を適切に反映できるよう、概算及び精算条項を設けた契約とする。

（４）委託料の支払条件

支払方法は、県と委託業務実施候補者との協議の上、契約書で定める。

（５）契約保証金

委託業務実施候補者は、契約保証金として契約額の１００分の１０以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第１０９条の２の各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

（６）その他

イ　第１順位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う。

ロ　採用された企画提案の実施にあたり、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。

ハ　企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、速やかに６の（２）の提出先に連絡すること。

ニ　その他の事項については、受託事業者と打合せの上、行うものとする。

10　情報公開

県では、この委託業務の「公平性」及び「透明性」を確保するため、企画の募集、選考結果などを県ホームページに公開する。

11　問い合わせ先

山梨県　子育て支援局　子ども福祉課　家庭福祉担当

住所：〒４００－８５０１　甲府市丸の内１―６－１

電話：０５５－２２３－１４５９（直通）

電子メール：kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp